

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第73号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「262万1,000円」を「266万円」に改める。

第24条第4項及び第25条第3項中「1,080円」を「1,110円」に改める。

第31条第2項中「56万7,000円」を「57万6,000円」に改める。

第32条第3項第2号中「4,200円」を「4,300円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「4,900円」を「5,000円」に改める。

第33条第3項中「20万8,700円」を「21万400円」に、「16万7,000円」を「16万8,300円」に改める。

第33条の4第3項中「13万4,300円」を「13万4,800円」に改める。

別表第1の1の事項中「18,300円」を「18,400円」に、「23,500円」を「23,700円」に、「34,600円」を「34,900円」に、「41,500円」を「41,800円」に、「52,600円」を「53,000円」に、「7,700円」を「7,800円」に、「30,200円」を「30,400円」に、「39,200円」を「39,500円」に、「54,600円」を「55,000円」に、「63,800円」を「64,300円」に、「80,300円」を「80,900円」に、「11,000円」を「11,100円」に改め、同表の2の事項中「8,000円」を「8,100円」に、「12,000円」を「12,100円」に、「14,600円」を「14,700円」に、「18,500円」を「18,600円」に、「9,700円」を「9,800円」に、「12,600円」を「12,700円」に、「17,900円」を「18,000円」に、「21,200円」を「21,400円」に、「26,800円」を「27,000円」に改める。

別表第2の1の事項中「22,700円」を「22,800円」に、「17,100円」を「17,200円」に、「17,300円」を「17,200円」に、「19,200円」を「20,700円」に、「18,200円」を「19,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第21条第2項、第24条第4項、第25条第3項、第31条第2項、第32条第3項第2号、第33条第3項及び第33条の4第3項並びに別表第1及び別表第2の1の事項（土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則及び北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第74号

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則及び北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部

目 次

規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（保健福祉部総務課） 29

○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則及び北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 29

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（広報広聴課） 30

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（道立病院室） 30

○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課） 32

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 33

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 33

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 33

○道路の供用の開始について……………（維持管理防災課） 34

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 34

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 34

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 35

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 36

道収用委員会告示

○行政不服審査法の改正に伴う関係規程の整理に関する規程…………… 39

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 40

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 40

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月20日

を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

- (1) 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）附則第2項
- (2) 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）附則第2項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第366号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成28年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成28年4月20日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社電通北海道
(2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1
- 4 随意契約に係る契約金額
105,829,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第367号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称（1包装当たりの単価）及び調達予定数量

内服薬（ラコールNF配合経腸用液 338箱）ほか81品目

- 2 落札を決定した日
平成28年4月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 4の(1)から(11)まで
ア 氏 名 株式会社スズケン
イ 住 所 愛知県名古屋市東区東片端町8番地
(2) 4の(12)から(38)まで
ア 氏 名 株式会社ほくやく
イ 住 所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5
(3) 4の(39)から(73)まで
ア 氏 名 株式会社モロオ
イ 住 所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50
(4) 4の(74)及び(75)
ア 氏 名 東邦薬品株式会社
イ 住 所 東京都世田谷区代沢5丁目2番1号
(5) 4の(76)から(80)まで
ア 氏 名 株式会社メディセオ
イ 住 所 東京都中央区八重洲2丁目7番15号
(6) 4の(81)及び(82)
ア 氏 名 株式会社恒和薬品
イ 住 所 福島県郡山市喜久田町卸一丁目46番地1
- 4 落札金額
(1) ラコールNF配合経腸用液 3,302円
(2) エビリファイOD錠12MG 26,620円
(3) ラコールNF配合経腸用半固形剤 5,333円
(4) デパケンR錠200MG 15,050円
(5) レクサプロ錠10MG 18,938円
(6) ジプレキサ錠10MG 41,023円
(7) エネーゴ配合経腸用液 4,202円
(8) ゲムシタビン点滴静注用1G「ヤクルト」 8,752円
(9) イオパーク350注50ML 14,865円
(10) グルカゴン注射用1単位「F」 1,567円
(11) 献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「ベネシス」 4,797円
(12) サムスカ錠15MG 35,580円

13	サムスカ錠7.5MG	23,390円
14	アジルバ錠20MG	12,750円
15	エンシュア・H	5,510円
16	リーマス錠200	18,195円
17	注射用エラスポール100	41,080円
18	オノアクト点滴注射用50mg	29,990円
19	アルツデイスポ関節注25mg	12,100円
20	アルツデイスポ関節注25mg (ルアーロック付き)	12,100円
21	ネスブ注射液120 μ gプラシリンジ	17,430円
22	フルマリン静注用0.5g	8,200円
23	ハロマンズ注50mg	15,100円
24	ハロマンズ注100mg	23,995円
25	リユープリンSR注射用キット11.25mg	59,500円
26	キンダリー透析剤3E	4,280円
27	サブラッド血液ろ過用補充液BSG	5,230円
28	ファンガード点滴用50mg	59,700円
29	セファメジンA注射用1g	3,090円
30	ヘパリンNA透析用250単位/mLシリンジ20mL「ニプロ」	8,530円
31	Dドライ透析剤2.5S	4,696円
32	ゾシン静注用4.5	19,200円
33	ゾシン配合点滴静注用バッグ4.5	24,965円
34	献血ヴェノグロブリンIH5%静注2.5g/50mL	20,270円
35	献血ヴェノグロブリンIH5%静注5g/100mL	38,043円
36	ノイアート静注用500単位	24,090円
37	セボフレノ吸入麻酔液	10,880円
38	ペンレステープ18mg	2,075円
39	エビリファイ錠6mg	14,056円
40	エビリファイ散1%	15,088円
41	エビリファイ錠12mg	133,563円
42	イーケプラ錠500mg	18,119円
43	エビリファイOD錠24mg	50,770円
44	テネリア錠20mg	14,696円
45	ネキシウムカプセル20mg	12,537円
46	ロナセン錠4mg	12,980円
47	ラミクタール錠100mg	28,278円

48	ホスレノールチュアブル錠250mg	15,018円
49	トラゼンタ錠5mg	14,783円
50	エルネオバ2号輸液	13,174円
51	ビーフリード輸液	5,168円
52	生食注シリンジ「オーツカ」10mL	915円
53	ラクテック注	3,650円
54	グランシリンジ75	7,502円
55	ネスブ注射液10 μ gプラシリンジ	21,348円
56	ネスブ注射液15 μ gプラシリンジ	30,311円
57	ネスブ注射液20 μ gプラシリンジ	38,516円
58	ネスブ注射液30 μ gプラシリンジ	55,300円
59	ネスブ注射液40 μ gプラシリンジ	68,574円
60	ネスブ注射液60 μ gプラシリンジ	9,823円
61	スロンノンHI注10mg/2mL	27,369円
62	ハンブ注射用1000	18,052円
63	フィニバックス点滴静注用0.5g	14,463円
64	シグマート注48mg	34,168円
65	オキサロール注2.5 μ g	9,083円
66	アバスチン点滴静注用400mg/16mL	143,048円
67	ミルセラ注シリンジ25 μ g	5,930円
68	ミルセラ注シリンジ50 μ g	10,574円
69	ミルセラ注シリンジ100 μ g	18,813円
70	ミルセラ注シリンジ150 μ g	26,287円
71	スルバシリン静注用1.5g	2,870円
72	ヘパリンNA透析用500単位/mLシリンジ10mL「NP」	8,735円
73	ノルディトロピンフレックスプロ注10mg	81,538円
74	生食溶解液キットH	1,390円
75	ペルジピン注射液10mg	5,660円
76	フルデカシン筋注25mg	6,785円
77	チエベネム点滴静注用0.5g	8,410円
78	1%プロポフォール注「マルイシ」200mg/20mL	3,235円
79	1%プロポフォール注「マルイシ」500mg/50mL	895円
80	カーポスター透析剤・L	2,085円
81	ニフレック配合内用剤	9,700円
82	点滴静注用バンコマイシン0.5「MEEK」	8,496円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の広告
平成28年4月5日付け北海道告示第263号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第368号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほくと上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 間 平成28年7月11日から同年8月19日まで
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数200トン型船舶（鋼船）を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年5月20日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入 札 日 時 平成28年6月30日 午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5486

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., June 30, 2016
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第369号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 白老郡白老町字石山273（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第370号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 亀田郡七飯町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第371号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡留寿都村・勇払郡むかわ町・浦河郡浦河町（以上2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走市・増毛郡増毛町・留寿都村・網走郡美幌町・むかわ町・沙流郡日高町（以上1市4町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
留寿都村・むかわ町・浦河町（以上2町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走市・増毛町・留寿都村・美幌町・むかわ町・日高町（以上1市4町1村について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走市・浦河郡浦河町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走市・磯谷郡蘭越町・虻田郡留寿都村（以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。）

す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに網走市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 古平神恵内線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1078番4地先から 同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1078番4地先まで	平成28. 5.20
道道 倶知安ニセコ線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	磯谷郡蘭越町字湯里680番1地先から 同郡蘭越町字湯里680番18地先まで	平成28. 5.20
道道 仁木赤井川線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	余市郡赤井川村字曲川4番2地先から 同郡赤井川村字曲川1番9地先まで	平成28. 5.20
道道 城丘江差線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	檜山郡厚沢部町松園町4番8地先から 同郡厚沢部町本町176番地先まで	平成28. 5.20

北海道告示第373号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

小樽石山2（I-1-90-627）

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

小樽市石山町（次の図のとおり）

3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第51号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年5月20日

北海道胆振総合振興局長 本間 研一

1 落札に係る物品等の名称（1月に係る1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

(1) 入札番号1

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 2台分 一式

イ 調達台数及び調達予定数量 2台及び1月当たり31,400枚（1台分の調達予定数量）

(2) 入札番号2

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 4台分 一式

イ 調達台数及び調達予定数量 4台及び1月当たり14,700枚（1台分の調達予定数量）

(3) 入札番号3

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 2台分 一式

イ 調達台数及び調達予定数量 2台及び1月当たり28,400枚（1台分の調達予定数量）

- 2 落札を決定した日
平成28年4月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)
- ア 氏名 オフィスマシン販売株式会社
イ 住所 室蘭市東町5丁目2番1号
- (2) 1の(2)及び(3)
- ア 氏名 株式会社近藤商会
イ 住所 函館市西桔梗町589番地
- 4 落札金額
- (1)ア 基本料金 0円
イ 複写料金 0.44円
- (2)ア 基本料金 0円
イ 複写料金 1.08円
- (3)ア 基本料金 0円
イ 複写料金 0.48円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年3月15日付け北海道胆振総合振興局告示第30号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課需品係
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第66号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月20日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか1品目 全126点
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入期日 平成29年3月21日
(4) 納入場所 北海道オホーツク総合振興局長の指定する場所

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成28年5月20日から同年6月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道オホーツク総合振興局総務課
- 5 入札書の提出等
- (1) 入札書提出場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）
(2) 入札受付期間 平成28年6月24日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで及び同年7月1日午前9時から午前11時まで（送付による場合は、同年7月1日午前11時までに必着）
(3) 開札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室
(4) 開札日時 平成28年7月1日 午前11時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0608

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Self-Propelled Reel Irrigator and 1 items 126 in total
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., July 1, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than the same time)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道教育庁教育局告示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月20日

北海道教育庁オホーツク教育局長 田中宣行

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その1	（網走養護学校）	168,333リットル
イ A重油その2	（紋別養護学校ひまわり学園分校）	37,000リットル
ウ A重油その3	（紋別養護学校）	99,733リットル
エ A重油その4	（紋別高等養護学校）	161,000リットル

- (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1種2号
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成29年5月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第に第726号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出のうち、重油について届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成28年5月20日から同年6月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成28年7月1日（金）午前10時（送付による場合は、6月30日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 A重油 894,123リットル
- (2) 予定時期 平成28年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
また、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ（<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0785

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 168,333 liter
- b Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 37,000 liter
- c Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 99,733 liter
- d Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 161,000 liter
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 1, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 30, 2016)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0785

北海道教育庁十勝教育局告示第34号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月20日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
- ア パーソナルコンピューター等の賃貸借（42台分） 一式
- イ パーソナルコンピューター等の賃貸借（84台分） 一式
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間
- ア 平成28年9月1日から平成33年8月31日まで
- イ 平成28年9月1日から平成34年8月31日まで
- なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年5月20日から同年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階C会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成28年7月1日（金）午前10時（送付による場合は、同年6月29日（水）午後4時必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>）において、ダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電話番号 0155-26-9237

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Lease of personal computer 42 sets
 - b Lease of personal computer 84 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 1, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., June 29, 2016)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237

道 取 用 委 員 会 告 示

北海道採用委員会告示第3号

行政不服審査法の改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成28年5月20日

北海道採用委員会会長 米 屋 佳 史

行政不服審査法の改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(北海道採用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第1条 北海道採用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成6年北海道採用委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第8号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第11号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第14号様式、別記第15号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第22号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「第40条」を「第40条第1項」に改める。

別記第23号様式及び別記第24号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定()」を「裁決()」に、「決定」を「裁決」に改める。

(北海道情報公開条例の施行に関する北海道採用委員会規程の一部改正)

第2条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道採用委員会規程(平成10年北海道採用委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「規定による」を削り、「開示決定」を「公文書の開示決定」に改める。

第14条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に、「却下」を「棄却」に改め、同条中「規定による」を削り、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第1号様式末尾欄外注2の事項中「閲覧や」を「閲覧若しくは」に改める。

別記第2号様式中「平成」を削る。

別記第3号様式中「平成」を削り、同様式末尾欄外注中2の事項を3の事項とし、1の事項を2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。

別記第4号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「北海道採用委員会を」を「北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道採用委員会となります。)」を「に」、「札幌地方裁判所」を「札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第5号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「北海道採用委員会を」を「北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道採用委員会となります。)」を「に」、「札幌地方裁判所」を「札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)」に、「決定の」を「裁決の」に改め、同様式末尾欄外注中3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項を2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。

別記第6号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「北海道採用委員会を」を「北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道採用委員会となります。)」を「に」、「札幌地方裁判所」を「札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「北海道採用委員会を」を「北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道採用委員会となります。)」を「に」、「札幌地方裁判所」を「札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)」に改める。

別記第8号様式その1及びその2中

「

4 移送をした実施機関(知事)の担当部課等

」を「

4 移送をした実施機関

」に改める。

別記第10号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、

「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「北海道採用委員会を」を「北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道採用委員会となります。）を」に、「札幌地方裁判所」を「札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第11号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定（）」を「裁決（）」に、「決定）」を「裁決）」に改める。

附 則

この規程は、平成28年5月21日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第240号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年5月20日

北海道警察本部長 北 村 博 文

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
デジタル解析図化システムの賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成28年4月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日立キャピタル株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 4 落札金額
1,034,316円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年3月11日付け北海道警察本部告示第135号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察旭川方面本部告示第43号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月20日

北海道警察旭川方面本部長 池 田 康 則

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
北海道警察旭川方面本部交通管制センター上位装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成29年3月1日から平成34年2月28日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入（設置）場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年5月20日（金）から同年6月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6

北海道警察旭川方面本部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察旭川方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部3階小会議室（送付による場合は、郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課）

(2) 入札日時 平成28年6月30日（木）午後3時（送付による場合は、同月29日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察旭川方面本部のホームページ（<http://www.asahikawahonbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（仕様書は除く。）。

仕様書は、(1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察旭川方面本部会計課

(2) 所在地 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6

(3) 電話番号 0166-35-0110 内線 2232

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Control Equipment of Hokkaido Asahikawa Area Police Headquarters Traffic Control Center : 1 set

B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., June 30, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 29, 2016)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Asahikawa Area Police Headquarters, 1-jo-dori 25-chome 487-6, Asahikawa, Hokkaido 078-8511 Japan

Phone : 0166-35-0110 Extension 2232